

東京都盛土対策補助金交付要綱

令和 6 年 5 月 27 日付 6 都市整区第 97 号

第 1 章 総則

第 1 通則

この補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 目的

本要綱は、不適格な擁壁を有するものなど危険な盛土等の解消を促進し、盛土等による災害を防止するため、盛土等の危険度調査や対策工事の実施又は実施の補助を行う区市町村に対し、東京都（以下「都」という。）が当該事業に要する経費を補助するに当たり、必要な事項を定めるものである。

第 3 定義

（1）危険度調査

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）第 4 条の規定に基づく基礎調査として、都が行う基礎調査実施要領（既存盛土調査編）に準拠した内容を満たす、区市町村等が実施する宅地擁壁の危険度を評価するための調査をいう。

（2）防災対策

盛土等に崩落の危険性があり、これを放置すると当該盛土等の崩落により著しい被害が発生するおそれがあると認められる場合において、そのおそれを除去するために区市町村又は土地所有者が行う対策工事をいう。

（3）安全性把握調査

盛土等の安全対策推進ガイドライン（国土交通省）における安全性把握調査をいう。

（4）盛土等

宅地造成、特定盛土等をいう。

（5）擁壁

切土や盛土部で斜面部の地盤が崩れるのを防ぐために設けられる壁体構造物をいう。

第 4 補助対象者

本要綱による補助金の交付の対象となる者は、都内区市町村（中核市を除く。）と

する。

第2章 補助対象事業

第5 補助対象事業の内容

対象となる事業及び補助要件は、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象事業	補助要件
1 危険度調査	以下の各号を全て満たすこと。 一 調査箇所が、宅地造成等工事規制区域に指定されていること。 二 調査箇所が、以下のア又はイのいずれかに該当すること。 ア 都の行う既存盛土調査により抽出されていること。 イ 盛土等の高さが2メートル以上あること。
2 防災対策	以下の各号を全て満たすこと 一 対策を講じる盛土等の所在地が、宅地造成等工事規制区域に指定されていること。 二 対策を講じる盛土等の所在地が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと。 三 対策を講じる盛土等が危険度調査、安全性把握調査その他の盛土の安全性を確認する調査の結果により、対策が必要であると判定されていること又は都が対策が必要であると判断できること。 四 防災対策の実施について、土地の所有者全員が同意していること。 五 防災対策の計画内容が、盛土規制法第13条第1項の技術的基準に適合しており、同法第12条第1項の許可を取得する見込みであること。

2 土地所有者等が実施する補助対象事業（以下「基事業」という。）に対し、都内区市町村が補助を行う事業（以下「区市町村補助」という。）についても補助対象事業として取り扱う。

第6 補助対象事業費

補助対象とする経費、補助率及び補助限度額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象事業	経費	補助率	補助限度額
1 危険度調査	安全性把握調査と同水準の地盤調査等（調査・	対象経費の2分の1	1件当たり2,500,000円

	測量、地盤調査、安定計算)に要する費用		
2 防災対策	ア 盛土等の崩落を防止するために行う応急復旧工事に要する費用 イ 擁壁の新設、築造替え等により、危険な盛土等を解消するために行う工事に要する費用	対象経費の3分の1	1件当たり、以下の(ア)又は(イ)のうち、低い額 (ア) 5,000,000円。ただし、当該盛土において「1危険度調査」への補助を行っている場合は、5,000,000円から当該補助金額を減じた金額とする。 (イ) 築造する擁壁の高さに延長を乗じた数に18,000円を乗じた額

- 2 基事業に対する区市町村補助については、土地所有者等が実施する補助対象事業に要した経費の総額を補助対象事業として取り扱う。

第7 補助金額

補助金額は、第6に定める経費に補助率を乗じた額と補助限度額のいずれか低い額を限度として、予算の範囲内の額とする。

- 2 補助金額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。
- 3 補助対象事業が、区市町村補助である場合、第1項に定める補助金額の算出に当たって用いる経費は、基事業における経費とする。

第3章 手続等

第8 補助金の交付申請及び決定

補助を受けようとする区市町村は、東京都盛土対策補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添付して、知事に申請する。

- 2 知事は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、東京都盛土対策補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請区市町村に通知する。
- 3 知事は、前項の決定に当たり、補助の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

第9 交付決定の変更

第8の規定による交付の決定を受けた区市町村(以下「補助自治体」という。)は、補助金の交付決定後、補助対象事業の内容等を変更するとき、東京都盛土対策補助金交付決定変更申請書(第3号様式)に関係書類を添付して、速やかに知事に申請す

る。

- 2 知事は、前項の規定による変更申請を適当と認めるときは当該変更を承認し、東京都盛土対策補助金交付決定変更承認通知書（第4号様式）により補助自治体に通知し、適当と認めないときは交付決定を変更しないことを決定し、東京都盛土対策補助金交付決定変更非承認通知書（第5号様式）により補助自治体に通知する。
- 3 補助自治体は、補助金の交付決定後、特別な理由が生じたことにより、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、東京都盛土対策の中止・廃止申請書（第6号様式）を知事に提出する。
- 4 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、東京都盛土対策中止・廃止の承認・非承認通知書（第7号様式）により補助自治体に通知する。
- 5 補助自治体は、前項の規定により補助対象事業の中止を承認された場合であつて、当該補助対象事業を再開するときは、東京都盛土対策の再開通知書（第8号様式）により、知事に通知しなければならない。

第10 進捗状況の報告

知事は、必要に応じて補助自治体に対し、随時、期限を定めて補助対象事業の進捗状況の報告を求めることができる。

- 2 区市町村は、前項の報告を求められた場合は、知事が定める期限までに、東京都盛土対策進捗状況報告書（第9号様式）により報告する。

第11 実績報告

補助自治体は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、東京都盛土対策完了実績報告書（第10号様式）に関係書類を添付して、速やかに知事に報告する。

第12 補助金の額の確定

知事は、第11の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東京都盛土対策補助金額確定通知書（第11号様式）により補助自治体に通知する。

第13 補助金の交付

知事は、第12の規定により確定した金額について、補助自治体から請求書（第12号様式）による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

第14 申請の撤回

補助自治体は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場

合は、東京都盛土対策補助金交付決定通知書の受領後 14 日以内に、東京都盛土対策補助金交付申請撤回申出書（第 13 号様式）により、補助金交付申請を撤回することができる。

第 15 補助金の交付決定の取消し

知事は、補助自治体が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 偽りその他の不正手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助対象事業を予定期間内に着手せず、又は完了しないとき。
- (6) 補助対象事業費の精算額が補助金交付決定をした補助対象事業費に達しないとき。
- (7) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
- (8) 補助対象事業の内容及び事情の変更等により、補助対象事業費が減額になったとき。
- (9) 申請の撤回の申出があったとき。

2 知事は、補助金の交付決定の取消しを行ったときは、東京都盛土対策補助金交付決定取消通知書（第 14 号様式）により補助自治体に通知する。

第 16 補助金の返還

知事は、第 15 の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、補助自治体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助自治体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

第 17 違約加算金及び延滞金

第 15 6 の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次の (1) 及び (2) の規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 15 第 1 項第 15 (2)、第 15 (4)、(5)、(6)、(8) 又は第 15 (7) に該当する場合の違約加算金については、この限りでない。

- (1) 違約加算金（100 円未満の場合を除く。）は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95%割合で計算する。

- (2) 本条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助自治体の返還した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その返還金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。

第 18 補助金の経理

補助自治体は、都の補助金について経理を明らかにする帳簿及び証拠書類を作成し、補助対象事業の終了後 5 年間保存するものとする。

第 19 監督等

知事は、補助金の適正な執行を図る観点から、監督上必要があると認めるときは、補助自治体に対し、その施行する補助対象事業について、必要な措置を構ずるべきことを命ずることができる。

附 則（令和 6 年 5 月 27 日付 6 都市整区第 97 号）
（施行期日）

この要綱は、令和 6 年 7 月 31 日から施行する。

第 年 月 日
号

東京都知事 殿

区市町村長名

東京都盛土対策補助金交付申請書

東京都盛土対策補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容

2 交付申請額 金 円

3 補助対象事業の完了期日

添付書類

第 号
年 月 日

東京都盛土対策補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号により申請のあった東京都盛土対策補助金について、
下記により交付することを決定したので通知します。

年 月 日

東京都知事 ○○ ○○

記

1 交付決定額

2 条件等

補助金の交付に関しては、東京都盛土対策補助金交付要綱（令和 年 月 日付6都市
整区第 号）、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）等の定めるところによる。

第 年 月 日 号

東京都知事 殿

区市町村長名 印

東京都盛土対策補助金交付決定変更申請書

年 月 日付 都市整区第 号により交付決定のあった東京都盛土対策補助金について、変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更交付申請額 金 円

3 補助対象事業の完了期日

添付書類

記載要領

- 1 本変更申請書は、設計変更等により、交付決定を受けた補助金額等に変更が生じる場合に使用すること。
- 2 変更前・変更後の施行箇所を図示した図面を添付すること。

東京都盛土対策補助金交付決定変更承認通知書

年 月 日付 第 号により変更申請のあった東京都盛土対策補助金交付決定について、下記により変更して交付することを決定したので通知します。

年 月 日

東京都知事 ○○ ○○

記

1 交付決定変更額 金 円

2 交付変更額

交付決定変更額 金 円

既交付決定額 金 円

増（△）減額 金 円

3 条件等

補助金の交付に関しては、東京都盛土対策補助金交付要綱（令和6年 月 日付6都市整区第 号）、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）等の定めるところによる。

第 号
年 月 日

東京都盛土対策補助金交付決定変更非承認通知書

年 月 日付 第 号による申請について、承認しないので通知します。

年 月 日

東京都知事 ○○ ○○

第8号様式（第9関係）

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長名 印

東京都盛土対策の再開通知書

年 月 日付 都市整区第 号により事業の中止を承認された 年度東
京都盛土対策を再開するので通知します。

第 年 月 日
号

東京都知事 殿

区市町村長名 印

東京都盛土対策進捗状況報告書

年 月 日付 都市整区第 号により交付決定のあった東京都盛土対策補助金に係る事業の進捗状況について、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------|---|---|
| 1 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助対象事業別進捗状況（第 四半期末現在） | | |
| | 既交付決定額A | 金 | 円 |
| | 契約金額B | 金 | 円 |
| | 進捗率（%）B/A | | % |

添付資料

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長名 印

東京都盛土対策完了実績報告書

年 月 日付 都市整区第 号により補助金の交付決定のあった東京都盛土対策補助金に係る事業の実績について、関係資料を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額及び補助対象事業費

交付決定額	金	円
補助対象事業費	金	円
差引（△）減額	金	円

添付資料

第 年 月 日
号

東京都盛土対策補助金額確定通知書

年 月 日付 都市整区第 号で完了実績報告のあった東京都盛土対策補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

東京都知事

記

1 既交付決定補助金額	金	円
2 確定補助金額	金	円
3 差引（△）減額	金	円

第 号
年 月 日

請 求 書

請 求 金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

年 月 日付 都市整区第 号により確定通知を受けた東京都盛土対策に係る東京都補助金として上記の金額を請求します。

なお、内訳は別紙のとおり。

年 月 日

区市町村長

東京都知事 殿

第 年 月 日
号

東京都知事 殿

区市町村長

東京都盛土対策補助金交付申請撤回申出書

年 月 日付 都市整区第 号により交付決定のあった東京都盛土対策補助金交付申請について撤回を申し出ます。

記

- 1 既交付決定額 金 円
- 2 撤回理由

添付書類

第 年 月 日 号

東京都盛土対策補助金交付決定取消通知書

標記補助金については、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

年 月 日

東京都知事

記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定取消額 | 金 | 円 |